

# 木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付要綱

4 都市整防第 680 号  
令和 4 年 12 月 22 日  
改正 4 都市整防第 924 号  
令和 5 年 3 月 30 日

木密地域私道等無電柱化推進事業補助金の交付については、木密地域私道等無電柱化推進事業制度要綱（令和 4 年 12 月 22 日付 4 都市整防第 680 号。以下「制度要綱」という。）及び東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「交付規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

## 第 1 目的

この要綱は、制度要綱第 2 第 1 号に定める木密地域私道等無電柱化推進事業を実施する特別区（以下「区」という。）又は土地所有者若しくは土地所有者と契約を締結し、調査・設計を行う会社に対して、東京都知事（以下「知事」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、制度要綱に定めるほか、本要綱に定めるところによるものとする。

## 第 3 補助対象事業及び補助対象者

- 1 補助対象事業は、制度要綱第 2 第 1 号に定める木密地域私道等無電柱化推進事業とする。
- 2 補助対象者は、制度要綱第 2 第 4 号に定める申請者とする。

## 第 4 補助対象事業費の範囲

補助対象事業費の範囲は、別表 1 のとおりとする。

## 第 5 補助金額

補助金額は、補助対象事業費全額とする。

## 第 6 補助金の交付申請等及び交付決定

- 1 この要綱に基づく補助を受けようとする申請者は、知事が指定する日までに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請書（様式第 3 号）に、別記様式 1-1 から 1-2 までのうち該当する様式又は認定申請書の写し等を添付し、知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項の申請があった場合で、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の決定に当たり、知事が補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

## 第7 交付決定の変更等及び進捗状況報告

- 1 申請者は、補助金の交付決定後において、補助金額等の変更が生じた場合は、速やかに第6第1項の規定に準じて、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定変更申請書(様式第5号)を知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項の申請があった場合で、変更を相当と認めるときは、交付決定を変更し、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業に要する経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金の経費配分及び内容の変更申請書(様式第7号)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、区が行う次に掲げる変更については、この限りでない。
  - 一 経費の配分の変更 補助対象事業費の3割以内(補助対象事業費の3割が300万円以下の場合、300万円を上限とすることができる。)の流用
  - 二 内容の軽微な変更 都と区との間の個別協議により軽微な変更と認められたもの
- 4 知事は、前項に定める事業の経費の配分又は内容の変更を承認した場合は、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金の経費配分及び内容の変更承認書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。
- 5 申請者は、交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたことにより当該補助金の交付申請を取り消す場合は、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業の中止申請書(様式第9号)を知事に提出するものとする。
- 6 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、中止を承認するときは東京都木密地域私道等無電柱化推進事業中止の承認通知書(様式第10-1号)により、中止を承認しないときは東京都木密地域私道等無電柱化推進事業中止を承認しない旨の通知書(様式第10-2号)により、申請者に通知するものとする。
- 7 知事は、必要と認める場合には、申請者に対し、随時補助事業の状況の報告を求めることができる。
- 8 申請者は、知事が前項に定める事業の進捗状況の報告を求めた場合、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業進捗状況報告書(様式第11号)により報告するものとする。

## 第8 実績報告

申請者は、補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業完了実績報告書(様式第12号)(以下これらを「実績報告書」という。)に、別記様式1-3から1-4までのうち該当する様式を添付し、知事に報告するものとする。

## 第9 補助金の額の確定

- 1 知事は、第8の規定による実績報告書を受けた場合、実績報告書の審査、現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査する。
- 2 知事は、前項による調査により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業

補助金額確定通知書（様式第 13 号）により、申請者に通知するものとする。

## 第 10 補助金の交付

知事は、第 9 の規定により確定した金額について、申請者から請求書（様式第 14 号）による請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

## 第 11 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請撤回申出書（様式第 15 号）により、補助金交付申請を撤回することができる。

## 第 12 補助金の交付の決定の取消し

- 1 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - 一 この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
  - 二 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
  - 三 補助事業の中止又は廃止をしたとき。
  - 四 この補助金を他の用途に使用したとき。
  - 五 補助事業を予定期間内に着手せず、又は完了しないとき。
  - 六 補助対象事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助対象事業費に達しないとき。
  - 七 この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
  - 八 事業内容、事業費、事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
  - 九 申請の撤回の申出があったとき。
- 2 知事は、補助金の交付の決定の取消しを行ったときは、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号）により、申請者に通知するものとする。

## 第 13 補助金の返還

- 1 知事は、第 12 第 2 項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されており、かつ、返還すべき金額があるときは、申請者に対し、期限を定めてその返還すべき金額の返還を命じるものとする。
- 2 知事は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその超過額の返還を命じるものとする。

## 第 14 違約加算金

知事は、第 12 第 2 号、第 4 号又は第 7 号の規定による交付決定の取消しにより補助金の返還を命じるときは、次の各号の規定により、申請者に違約加算金を納付させるものとする。

- 一 違約加算金は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算する。
- 二 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた

額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。

三 本項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、申請者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

## 第15 補助金の経理

申請者は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助金の最後の交付日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

## 第16 監督等

知事は、申請者に対し、その施行する補助対象事業について、この要綱の補助金の適正な執行を図る観点から監督上必要があると認めるときは、その違反を是正するために必要な限度において、必要な措置を構ずるべきことを命ずることができる。

## 第17 その他

- 1 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物を利用や記載等をする場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条に定める複製権、同法第22条の2に定める上映権、同法第23条第1項に定める公衆送信権、同法第23条第2項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第63条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。
- 2 この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

（要綱の効力）

- 2 事業の認定及び協議を受けた路線に係る補助金の交付に関しては、認定及び協議を受けた時点の交付要綱に基づき、その事業終了までの間、効力を有する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

(別表1)

1) 施行者が区の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から⑦までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化に必要な設計に要する費用	
④ 工事費	私道等における無電柱化の整備に要する費用	
⑤ 用地費	私道等における無電柱化の整備に必要な施設を設置するために必要な用地の取得に要する費用	
⑥ 補償費	私道等における無電柱化の整備によって生じる支障物移設に要する費用	
⑦ 計画費	私道等における無電柱化の計画を作成する際に要する費用	

イ 補助率 (負担割合)

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合は、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10

2) 施行者が土地所有者の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から③までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化に必要な設計に要する費用	

イ 補助率 (負担割合)

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10